【募集要項】令和8年度給付型奨学資金の奨学生を募集します

多治見市では、経済的な理由で大学・短大での修学が困難な方をサポートするため、<u>給</u>付型奨学資金制度を設けています。

令和8年度の奨学生を下記のとおり募集します。

希望される方は、本要項をよく読んで期限までに申請をしてください。

※本奨学資金は、多治見市大学生奨学資金給付規則の各規定に従って給付するものです。

1 募集人数 6人

2 奨学資金の額 年額30万円(返還不要)

(4年制大学の場合、4年間の合計で120万円)

- ※1 この奨学資金以外の奨学金を受給しても、金額は変わりません。
- ※2 虚偽申請等の場合は、奨学金を返還していただきます。 (下記 11 参照)

3 申請資格

次の項目の全てに該当すること。

- (1)令和8年度に大学又は短期大学(大学が行う通信教育及び公開講座を除く)に進学する者であること。(高校卒業後2年以内の方に限ります)
- (2)成績優秀である者又はスポーツ若しくは文化活動に卓越した成果を挙げた者であること。
 - ※スポーツ若しくは文化活動の卓越した成果とは、次の基準で判断します。

スポーツ:全国大会以上の大会の入賞者

(競技種目により8位以上又は6位以上)

文化活動:大臣表彰被表彰者又はこれに準ずる被表彰者 全国大会以上で入選・佳作を超える入賞者(全国3位以上)

- (3)健全で品行方正であること。
- (4)保護者(父母又は同一世帯に父母いずれもいないときは世帯の家計を支えている人を指します)の給付を行う各年度において<u>市町村民税資格要件額(※1)が25,600円</u> 未満であること。収入目安は別紙参照のこと。
 - ※1 市町村民税課税標準額×6%-(市町村民税調整控除+市町村民税調整額)
 - ※2 父母がいる場合は、両者の市町村民税資格要件額の合計で判断します
 - ※3 申請年度において市町村民税資格要件額が25,600円以上の場合であっても、翌年度に25,600円未満と見込まれる場合は、資格対象となります。ただし、給付を行う各年度において25,600円以上の場合は、その年度は不支給となります。
- (5) 保護者が、令和8年4月1日時点において本市の住民基本台帳に記録されており、

かつ、奨学資金の給付期間にわたって本市の住民基本台帳に記録されていること。 (6) 保護者が市税等を滞納していない(※)こと。

※分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると教育委員会が認める場合を含む。

4 申請手続

提出書類(申請時)	(1) 奨学資金給付申請書(第1号様式)(本人手書で記入の			
	こと)			
	(2)推薦書(第2号様式)(高等学校等で作成)			
	(3) 成績証明書(高等学校等で作成)			
	(4)家庭状況調書(第3号様式)			
	<r7年1月1日現在 他市町村に在住の場合のみ=""></r7年1月1日現在>			
	(5)保護者のR7年度市町村民税にかかる以下の①~③つ			
	いてわかるもの(写し可)			
	①市町村民税課税標準額			
	②市町村民税調整控除			
	③市町村民税調整額			
	【例】所得証明書、課税証明書、非課税証明書、納税通知書			
	<申請時現在 他市町村在住の場合のみ>			
	(6)申請者及び保護者の世帯全員の住民票(写し可)			
	※他世帯者で、申請者又は保護者と生計を一にする者の住民			
	票を含む			
提出先	〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地			
	多治見市役所駅北庁舎			
	多治見市教育委員会 教育総務課			
提出方法	必要書類を上記提出先に持参してください。			
提出期限	令和7年12月19日(金)午後5時までに上記の提出書類を			
	<u></u> 書類提出時あるいは別日に面談(20 分程度)をしますので、			
	あらかじめ電話で提出日時をお知らせください。			

5 提出書類についての注意事項

	についての注息事項
チェック欄	書類名
	(1) 奨学資金給付申請書(第1号様式)
	・本人手書きで記入してください。
	・記入例Aにならって記入してください。
	(2)推薦書(第2号様式)
	・高等学校等に作成を依頼してください。
	(3)成績証明書(学校所定様式)
	・高等学校等に高校3年生の前期又は第1学期までの各科目の評定を
	記載した成績証明書の発行を依頼してください。
	(4)家庭状況調書(第3号様式)
	・記入例Bにならって記入してください。
	「生計を一にする家族」とは、家計が同一である家族のことです。
	※同一の住居に居住している家族は、住民票が別になっていても原則
	「生計を一にする家族」とします。
	※別居している家族であっても、家計が同一であれば「生計を一にす
	る家族」に該当します。
	例1 単身赴任している保護者
	例2 扶養している別居の祖父母
	例3 修学又は病気療養のために一時的に別居している兄弟姉妹
	< R7年1月1日現在 他市町村に在住の場合のみ>
	(5)保護者のR7年度市町村民税にかかる以下の①~③ついてわか
	るもの (写し可)
	①市町村民税課税標準額
	②市町村民税調整控除
	③市町村民税調整額
	【例】所得証明書、課税証明書、非課税証明書、納税通知書
	・所得証明書、課税証明書、非課税証明書はR7年1月1日現在在
	住であった市町村で取得できます。土岐市、瑞浪市、恵那市、中
	津川市の場合は、多治見市役所の市民課でも取得可能です。
	※住民票上、世帯が別である場合など一部取得に制限があります
	<申請時現在 他市町村在住の場合のみ>
	(6)申請者及び保護者の世帯全員の住民票(写し可)
	・申請時にお住まいの市町村で取得できます。土岐市、瑞浪市、恵
	那市、中津川市の場合は、多治見市役所の市民課でも取得可能で
	ず。
	У 0

6 奨学資金給付の決定

提出書類に基づき、教育委員会が審査・選考し、決定します。給付決定された方に は、令和8年2月初旬に、奨学資金給付決定通知書で通知します。

給付決定は、令和8年4月に大学又は短期大学に入学すること等を条件としています。奨学資金の受給資格の確認をするため、奨学資金給付決定書の裏面に記載してある 書類を後日提出していただきます。

7 奨学資金の給付時期と給付期間

受給資格が確認できた場合、4月から9月までの奨学資金は6月に、10月から翌年3月までの奨学資金は10月に給付します。(2年目以降も同様)

給付期間は、入学した大学又は短期大学の正規の修業年限が終了するときまでです。 なお、受給資格確認のため、2年目以降も所定の書類の提出が必要です。(詳細は奨学 生に後日お知らせします。)

8 面談について

奨学生の勉学や生活状況を把握するため、原則、年1回面談を実施します。面談に理由なく応じない場合は、給付打切りとなります。

9 奨学資金の停止について

奨学生がやむを得ない事情により休学したときは、休学を開始した日の属する月から、 復学する日の属する月の前月までの期間、奨学資金の給付が停止となります。

10 奨学資金の不支給について

保護者の市町村民税資格要件額が 25,600 円以上であった年度は、不支給となります。

11 給付の打ち切り、返還

多治見市大学奨学資金給付規則第 13 条の規定に該当する場合は、給付の打切り、返還となります。

(給付の打切り等)

- 第13条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学資金の給付を打ち切るものとする。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、教育委員会の審議の上判断するものとする。
 - (1) 学業成績、スポーツ又は文化活動に著しい不振が認められたとき。
 - (2) 第3条(第4号を除く。)に規定する資格を欠いたとき。
 - (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。
 - (4) 奨学生が本人の責めに帰すべき事情により、留年又は休学したとき。
 - (5) 奨学生が留年又は休学し、学校を卒業できる見込みがないとき。
 - (6) 奨学資金を目的外に使用したとき。
 - (7) 特段の理由もなく、第10条第3項に規定する定期的な面談に応じないとき。
 - (8) 虚偽その他不正な手段により、奨学資金の給付を受けたとき。
- 2 前項第8号の規定により給付の打切りを受けた者は、既に奨学資金として給付を受けた金額の全額を、直ちに返還しなければならない。

12 その他

提出書類が提出期限までに提出されない場合は、理由の如何を問わず受理できません。また、提出書類は一切返却できません。

【お問い合わせ】

多治見市教育委員会 教育総務課

住所 多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市役所駅北庁舎 3階

電話 0572-23-5856 (直通)

収入・所得上限額の目安

【(〇) が給与所得者の世帯(年間の総収入金額)】

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	収入額
2人	本人、親A(〇)	298
3人	本人、親A(〇)、中学生	298
4人	本人、親A(○)、親B(無収入)、中学生	303
4人	本人、親A(○)、親B(給与所得者)、中学生	親A:242
		親B:155
5人	本人、親A(○)、親B(給与所得者)、大学生、中学生	親A:395
		親B:100

【(○) が給与所得者以外の世帯(年間の所得金額)】

世帯人数	想定する世帯構成	収入額
2人	本人、親A(〇)	192
3人	本人、親A(〇)、中学生	196
4人	本人、親A(○)、親B(無収入)、中学生	212
4人	本人、親A(○)、親B(給与所得者)、中学生	親A:148
		親B:155
5人	本人、親A(○)、親B(給与所得者)、大学生、中学生	親A:277
		親B:100

※ 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がいの有無、各種保険料の支払い状況により、目安の金額を上回っている場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

記入例A

別記第1号様式(第4条関係)

奨学資金給付申請書

年 月 日

多治見市教育委員会 様

	フリガナ	タジミ タロウ				
申請	氏 名	多治見 太郎	生年 月日	平成○○年日		
者	住所	〒507-○○○ 多治見市○○町○○番地の(連絡が取り易り(携帯でもOF		
電話(〇(000) 00-0000		
入	名称 □国公立 □私立 修学年限 年					
学	※入学学校名の欄は、申請書提出時に確定している場合のみ記入してください					
学		(学部	₹	学	学年)	
校 名	所在地 '					
	入学年月日 年 月 日					
履		学 校 名		学 歴		
歴	多治見	見市立○○○ 中学校	令和○○年	3月31日	卒業	
座	岐阜県立○○○ 高等学校 令			3月31日	卒業予定	
保護者 住所 〒507-○○○ 多治見市○○町○○番地の○						
氏名 多治見 耕夫 電話 (〇〇〇〇) 〇〇一〇〇〇〇						
本人との続柄 父 職業・勤務先 <mark>㈱○○(</mark> 連絡が取り易い番号を記入 (携帯でもOKです)						

【同意事項】奨学生の資格及び奨学資金の受給資格 (継続給付含む。)等の確認のため、 教育委員会が次の事項を調査することにつき、同意します。

- 1. 保護者の住民税の課税状況
- 2. 申請者及び申請者の属する世帯全員の住民票 ※他世帯者で、申請者又は保護者と生計を一にする者の住民票を含む。
- 3. 市税等の滞納状況
- ※入学学校名の欄は、本申請書提出時に確定していれば記入してください。
- ※裏面の申請理由も記入してください。

記入例B

家庭状况調書

申	住 所	多治見市〇〇町〇丁目〇〇番地				
申請者	氏 名	多治見 太郎 印				
	続柄	氏 名	年齢	職業・勤務先 学校名	居住の 区別	
	本人	多治見 太郎	00	岐阜県立○○高等学校	同居·別居	
	父	多治見 耕夫	00	(株)○○○	同居・別居	
家族氏名	母	多治見 〇〇	00	(株)〇〇〇〇 (パート)	同居・別居	
	姉	多治見 〇〇	00	〇〇〇大学	同居·別居	
	祖母	多治見 〇〇	00	無職	同居·別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	

[※]家族については生計を一にする家族全員を記載すること